

**令和元年第2回七戸町議会定例会  
会議録（第3号）**

令和元年6月7日（金） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

- 日程第 1 報告第18号 専決処分事項の報告について  
(令和元年度七戸町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 2 議案第39号 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第40号 七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第41号 物品購入契約の締結について  
(消防ポンプ車(CD-I型)購入)
- 日程第 5 議案第42号 工事請負契約の締結について  
(上見町橋橋梁整備工事)
- 日程第 6 議案第43号 工事請負契約の締結について  
(蛇坂団地造成工事)
- 日程第 7 議案第44号 令和元年度七戸町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第45号 令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第46号 令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第47号 令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第48号 令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第49号 令和元年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 報告第19号 平成30年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第20号 平成30年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 請願第 1号 種子法廃止による公共種子を守るための請願について
- 日程第17 発議第 5号 荒熊内地区開発事業対策特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第18 発議第 6号 種子法廃止による公共種子を守るための意見書(案)について

日程第19 発議第 7号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について  
日程第20 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	听清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君
健康福祉課長 (兼七戸町包括支援センター所長・ 天間林老人福祉センター所長)	氣田雅之君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	仁和圭昭君
上下水道課長	井上健君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	甲田美喜雄君	中央公民館長	高田博範君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高田美由紀君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	三上義也君	代表監査委員	野田幸子君

監査委員事務局長 天間孝栄君 選挙管理委員会委員長 新館文夫君  
選挙管理委員会事務局長 原子保幸君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 天間孝栄君 事務局次長 中村孝司君

---

○会議を傍聴した者（5名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがって、令和元年第2回七戸町議会定例会は成立しました。  
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
これより、6月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第18号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第18号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第18号専決処分事項の報告について（令和元年度七戸町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認されました。

---

○日程第2 議案第39号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第39号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第3 議案第40号

○議長(瀬川左一君) 日程第3 議案第40号七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第4 議案第41号

○議長(瀬川左一君) 日程第4 議案第41号物品購入契約の締結について(消防ポンプ車(CD-I型)購入)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号物品購入契約の締結について(消防ポンプ車(CD-I型)購入)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第5 議案第42号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議案第42号工事請負契約の締結について(上見町橋橋梁整備工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号工事請負契約の締結について(上見町橋橋梁整備工事)は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第6 議案第43号

○議長(瀬川左一君) 日程第6 議案第43号工事請負契約の締結について(蛇坂団地造成工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第43号工事請負契約の締結について（蛇坂団地造成工事）は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第7 議案第44号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 議案第44号令和元年度七戸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから9ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

10ページ、1款1項1目議会費から、14ページ、2款5項2目指定統計費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、15ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、19ページ、6款1項6目農業総務費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、19ページ、7款1項1目商工総務費から、25ページ、13款1項6目水道事業会計繰出金まで、発言を許します。

12番。

○12番（三上正二君） 22ページの10款教育費の中学校費に関連しまして、去る5月15日に天間林中学校において傷害事件が発生しました。夕方ごろに事件が発生して、事件だから、加害者は中学校2年生の子供たちなのだけれども、顔面に膝蹴りを入れて、目に当たって、今度、学校のほうで親御さんに連絡して、天中まで来てくださいと。そうしたら、学校のほうで、時間が時間なものですから、十和田眼科を見つけて、親御さんたちが連れて行って、先生方は4人行ったそうです。それから、今度、親御さんたちが、頭なものですから、これは大変だということで、中央病院まで、そのときには学校の先生は要りませんと。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

12番議員。

○12番（三上正二君） いずれにしても、それから、今度、十和田眼科のほうで、必要

があれば岩大に紹介しますという形で紹介されて行きました。その間において、十和田眼科では、少し様子を見てみましょうと。それで、岩大に行きました。手術は火曜日の日でした。月曜日に行ったら、もう緊急手術だと。岩大の先生は、なぜこういうふうになったの。まずもって先生方が、なぜ知っても何もない、頭で、本人が吐き気がしたりしているから、目だけではない、脳にいつているかもしれない。それをなぜ知っても何もない十和田眼科にやったのか。それから、様子を見ましょうと、なぜすぐに連れてこなかったのか。手術をしました、火曜日の日に。何日か前にして。そうしたら、今度、治ればいいなという形なのです。学校が、事件が起きたのは15日ですよ。でも、学務課とかそういうところに報告したのは24日です。

まず問題なのは、なぜ素人の、保健室の先生がちょっと出張でいなかったそうですから、なぜ問題が起きたのに、それが十和田眼科なのか、なぜ救急車を呼ばなかったのか。それと、病院の十和田眼科のほうでは、なぜ様子を見ようとほっぽっておいたのか。それと、学校側では、なぜそれを、15日のやつを24日までほっぽっておいて連絡しなかったのか。こういう事案というのは、教育長、わかっていますか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 三上議員の御質問にお答えします。

今の事案については、私のほうでは知っております。詳しいことについては、今、結構説明していただきましたので、そういう事実はあったということでありませう。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） もし仮に知っているならば、なぜ救急車を呼ばなかったのか、この点については答えておりませんが。

ではもう1回言います。知っているとするならば、今、もう1回聞きます。なぜ救急車ではなくて十和田眼科だったのか。でも、知っていたとするならば、なぜそうなのか。この問題というのは簡単なことではないのですよ。もし時間がおくれて、そういう形で失明したり、これから障害が残ったらどうするのですか。しかも、報告もおくれている。この件についてはどう考えるのですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 今回の件は2点ですよ。なぜ報告がおくれたのか、それから、なぜ救急車を呼ばなかったのかという、その2点でありますか。

まず、私が今すぐお答えできるのは、なぜ報告がおくれたのかということなのですけれども、本来であれば、生命とか、そういう重大なにかかわる場合においては、速やかに電話で教育委員会に連絡をし、その後に報告書を届けるということになります。けれども、今回に関しては、報告義務がおくれたということは非常に遺憾なことかなというふうに思っております。それについては、学校のほうでも非常に反省しているところであります。



それから、もう一つの、救急車をなぜ呼ばなかったのかという、そのときの判断については、学校のほうで養護教諭は幾らかおくれて来ましたが、先生方、そしていろいろな状況の中で判断したことなので、その詳しい状況に関しては、私のほうでは今お答えできません。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 町長、救急車というのは何のためにありますか。学校の先生が、養護教諭というのか、保健室の先生なのかな、たまたま出張でいなかったそうですけども、でも、ずぶの素人が、これが命に危険があるかわかるわけないでしょう。少なくとも本人は、もううずくまって毛布にくるんで、吐き気を催しているのですよ。それが簡単に現場の先生が、教鞭をとったら先生かもしれませんけれども、医者の方格ということについては、一番最初にまず、例えば救急車を呼べば、その状況を言えば、それなりの処置をした後、そうすればCTが見られるところ、そういう形ができるのですよね。十和田なのか八戸なのかはわかりませんが、ただ、本人の親御さんに来てくださいと呼んで、20分かけてわざわざ呼んでいるよりも、救急車で八戸でもどこでも行ったほうが早かったのではないですか。何のための救急車なのですか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおりだと思いますけれども、学校の判断というのは、当時、どういう判断をしたのか、恐らく何人かの先生が一緒になって、いろいろ検討して、しかるべき対応をとったと思いますけれども、結果においては非常に、当初と違って、非常に症状が、どうも悪くなっているということのようであります。この辺は、もう過ぎたことでありまして、当事者ではないのですけれども、いろいろ聞き取りをして、そしてその辺、しっかり責任の所在なり、あるいはまた当時の判断なり、いろいろ聞き取りをして、そしてしかるべき措置をこれしなければならぬというふうに思っております。何よりも願うのは、その子供の症状というのは改善をして、全快してもらいたい、そのことに向けてまず全力を挙げてもらいたいということ。それから、あとはこういうことが再発しないように、やっぱり学校もいろいろ落ち度があったみたいでありますから、しっかり注意をして、そしてこれからに向けて進めていきたいというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 最後、一言だけ言わせて。質問ではないから。

局長、あなたに言いたい。さっき私が先ほど言ったのは、確かに関連だ。でも、そういうふうにやれば、議会の中で何を言えばいいのですか。注意してください。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号令和元年度七戸町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第8 議案第45号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第45号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 5ページ、それから7ページの総務費が607万5,000円ほど減額されていますが、これは職員が1名減ったということでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 職員1名減らしても仕事には関係ないのですか。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） 今のところ調整して何とか切り盛りして頑張っております。  
以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第45号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第9 議案第46号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第46号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第46号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第10 議案第47号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第47号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第47号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第11 議案第48号

○議長(瀬川左一君) 日程第11 議案第48号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第12 議案第49号

○議長(瀬川左一君) 日程第12 議案第49号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第13 報告19号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 報告第19号平成30年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第19号平成30年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

○日程第14 報告20号

○議長（瀬川左一君） 日程第14 報告第20号平成30年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第20号平成30年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

---

○日程第15 諮問第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

---

### ○日程第16 請願第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 請願第1号種子法廃止による公共種子を守るための請願についてを議題といたします。

審査を付託しておりました建設産業常任委員会の委員長より報告を求めます。

附田委員長、演壇にてお願いします。

○建設産業常任委員長（附田俊仁君） 請願審査報告をさせていただきます。

5月29日の議会運営委員会において、当委員会に付託されました請願第1号種子法廃止による公共種子を守るための請願の審査結果について報告いたします。

当委員会では、付託を受け、6月3日に委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査結果について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告とさせていただきます。

○議長（瀬川左一君） 建設産業常任委員長の報告がありました。

審査の結果につきましては、皆さんのお手元に配付している請願審査報告書のとおり、採択すべきものであります。

お諮りします。

委員長に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

請願第1号については、委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、請願第1号種子法廃止による公共種子を守るための請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ○日程第17 発議第5号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 発議第5号荒熊内地区開発事業対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

発議第5号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第5号荒熊内地区開発事業対策特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

引き続き、委員の選任を行います。

選任方法をお諮りします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長(瀬川左一君) それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。

委員の選任については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名したいと思います。

特別委員会の委員を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長(天間孝栄君) 御報告します。

荒熊内地区開発事業対策特別委員会は、全議員が委員となります。

○議長(瀬川左一君) ただいまの事務局長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいまの報告のとおり選任することに決定しました。

特別委員会の正副委員長を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長(天間孝栄君) 御報告します。

委員長に附田俊仁議員、副委員長に三上正二議員。

以上でございます。

○議長(瀬川左一君) 以上、事務局長の報告のとおり決定しました。

### ○日程第18 発議第6号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 発議第6号種子法廃止による公共種子を守るための意見書（案）についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

発議第6号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第6号種子法廃止による公共種子を守るための意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第19 発議第7号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 発議第7号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、岡村茂雄君。

○8番（岡村茂雄君） それでは、発議第7号について御説明いたします。

6月3日に開催されました総務企画常任委員会において、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）について、議員発議として提案する件が了承されました。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果をあげてきました。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であります。

七戸町においても、この過疎法がなくなることになれば、これから進める数々の事業において実施が困難な状況になるおそれがあります。

よって、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要であります。

このたび総務企画常任委員会の三上正二委員長、白石洋副委員長の御賛同を得まして、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）についてに関する決議案の発議をいたしま



したので、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（瀬川左一君） 説明が終わりましたので、これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（瀬川左一君） 起立多数です。

したがいまして、発議第7号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第20 議員派遣について

○議長（瀬川左一君） 日程第20 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

---

#### ○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和元年第2回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時49分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和元年6月7日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員